

# 国際税務レポート

2021 Summer

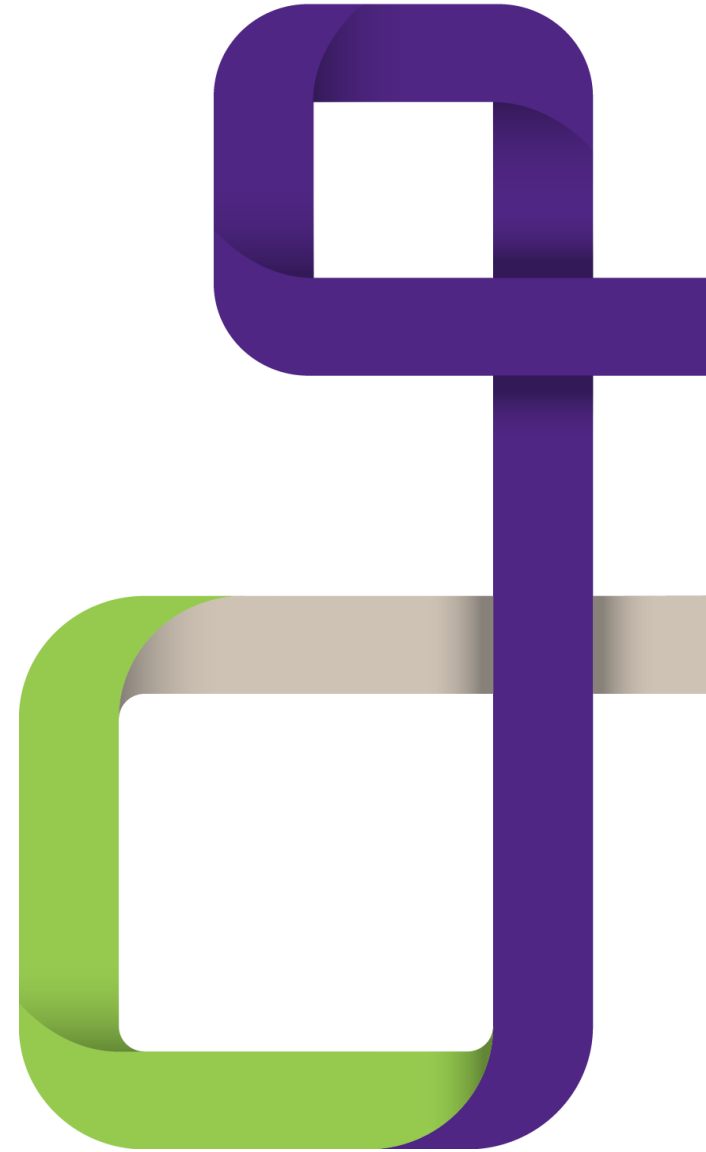


# 目次

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 国内税務情報（国際関係） | 3 |
| 2. 海外税務情報       | 7 |

※2021年6月現在の情報を掲載しております。

# 1. 国際税務情報（国際関係）



# 1. 国際税務情報（国際関係）

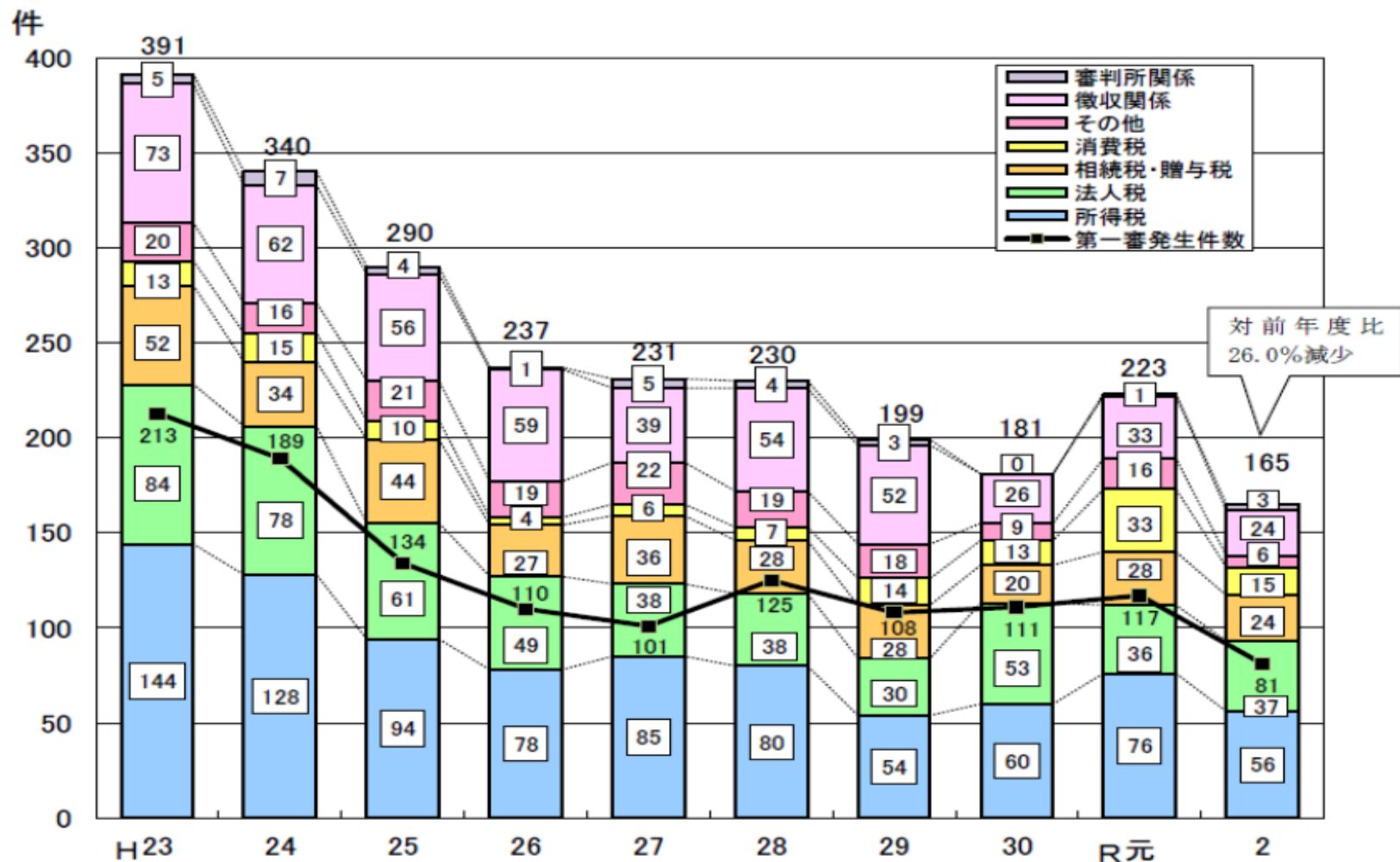
| No. | 情報発表日     | 区 分  | リソース  | 項 目  | 概要・解説                                          | 参照URL                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-----------|------|-------|------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 2021/1    | 租税条約 | 国税庁HP | 租税条約 | 「租税条約と新型コロナウイルス感染症の影響についての更新ガイドンス」の公表について      | <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oecd/kansensho/c.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oecd/kansensho/c.htm</a>                                                                     |
| 2   | 2021/4    | 情報交換 | 国税庁HP | 情報交換 | 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（FAQ（報告事項の提供））」の更新 | <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/faqteikyo.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/faqteikyo.pdf</a>                                                                   |
| 3   | 2021/5    | 源泉税  | 国税庁HP | 源泉税  | 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）更新                 | <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf</a>                                                                                   |
| 4   | 2021/5    | 租税条約 | 国税庁HP | 租税条約 | 租税条約に関する届出書等の電磁的提供に関するFAQ                      | <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/etsuzuki/shinsei/annai/joyaku/denjiteikyo/pdf/0021003-199_03.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/etsuzuki/shinsei/annai/joyaku/denjiteikyo/pdf/0021003-199_03.pdf</a>                 |
| 5   | 2021/5/15 | 租税条約 | 財務省HP | 租税条約 | アゼルバイジャンとの租税条約の締結交渉開始                          | <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210519Aze.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210519Aze.html</a> |

# 1. 国際税務情報（国際関係）

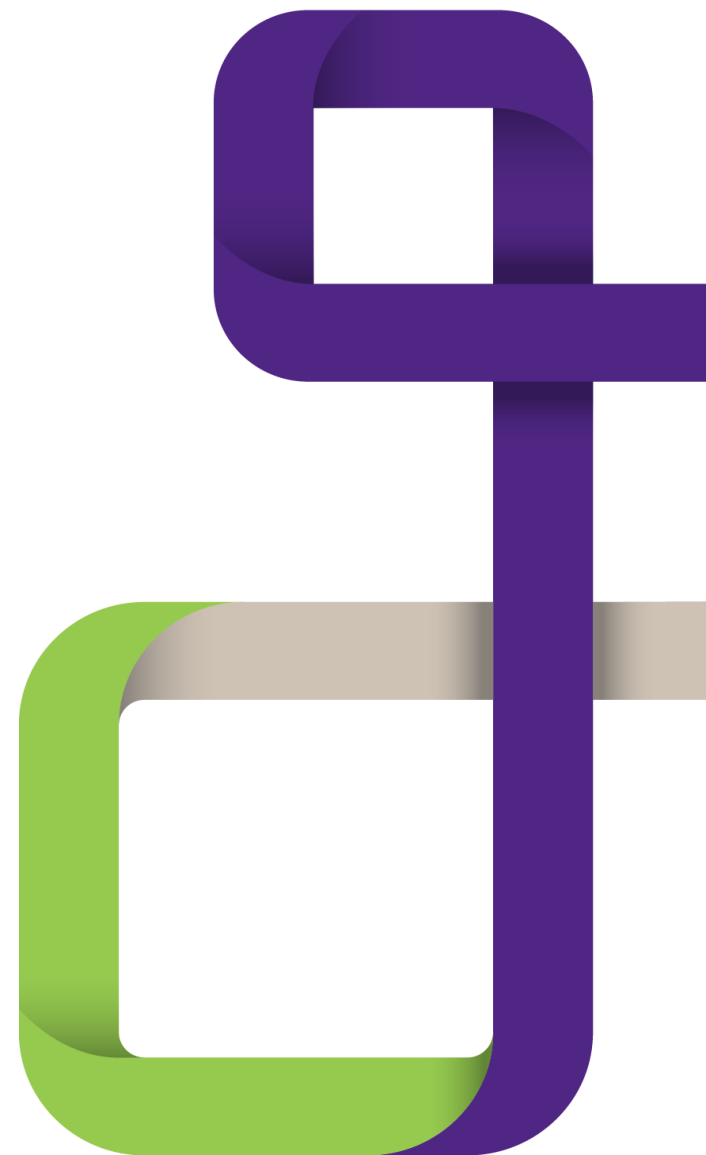
| No. | 情報発表日     | 区 分    | リソース   | 項 目     | 概要・解説                                                                             | 参照URL                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----------|--------|--------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | 2021/6    | 税務訴訟   | 国税庁HP  | 税務訴訟    | 令和2年度における訴訟の概要                                                                    | <a href="https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2020/sosho/index.htm">https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2020/sosho/index.htm</a>                                                                                                                                                                     |
| 7   | 2021/6    | 税務調査   | 国税庁HP  | 税務調査    | 令和2年度査察の概要                                                                        | <a href="https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sasatsu/r02_sasatsu.pdf">https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sasatsu/r02_sasatsu.pdf</a>                                                                                                                                                     |
| 8   | 2021/6/23 | 租税条約   | 財務省HP  | 租税条約    | ジョージアとの新租税条約が発効                                                                   | <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210623Geo.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210623Geo.html</a>                                                                                                               |
| 9   | 2021/6/24 | 租税条約   | 財務省HP  | 租税条約    | ウルグアイとの租税条約が発効                                                                    | <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210624Uru.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210624Uru.html</a>                                                                                                               |
| 10  | 2021/7    | 国際課税制度 | OECDHP | デジタル課税他 | 第1の柱、第2の柱アプローチ132か国が合意。第1の柱は、グローバル収入100億ユーロ（約1兆3,000億円）以上、税引き前利益率10%以上の企業グループが対象。 | <a href="https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-july-2021.pdf">https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-july-2021.pdf</a> |

# 1. 税務情報

## 税務訴訟の状況 (国税庁HP)



## 2. 海外税務情報



## 2. 海外税務情報

### 南北アメリカ



#### アメリカ

##### 米USTR、6か国のデジタル課税に対する追加関税案を発表

米国通商代表部（USTR）は3月26日、デジタル課税を導入するイタリア、インド、英国、オーストリア、スペインおよびトルコに対する調査について、対抗措置に関わるパブリックコメントを募集すると発表した。同時に、個別の追加関税の対象リストの開示が行われ、検討結果により対象製品に最大25%の追加関税が付加される可能性がある。また、デジタル課税を検討中のインドネシア、EU、チェコ、ブラジルについては、調査を終了する一方で、同税が導入された場合には新規で調査を開始するとしている。

各国が導入・検討するデジタル課税については、トランプ前政権が1974年通商法301条に基づき、2020年6月にEUと9か国に対する調査を開始し、2021年1月には導入済みの6か国について、国際課税の原則に反

して米国企業を不当に扱っているとの結論に至っていたが、バイデン政権へ移行後もUSTRはこれまで具体的な対抗措置を示してこなかった。

USTRはパブコメに際して、6か国からの特定製品の輸入に最大25%の追加関税を賦課する案を提示している。追加関税の対象範囲は、米国企業に対する各国のデジタル課税額を算出根拠としており、推定課税額は6か国合計で年間最大8億8,000万ドルに相当する。追加関税が発動された場合、USTRが国別に作成した暫定リストに掲載されている米国実行関税分類（HTS）8桁に該当する品目が賦課対象となる。

USTRは対抗措置の重点項目としてデジタル課税による米商業への負担や制約の程度（米企業による支払額や支払額の年間増加率、コンプライアンス費用など）や適切な追加関

税の合計額、追加関税率の引き上げ幅、対象品目の維持・除外・追加を挙げている。



#### アルゼンチン

##### アルゼンチン、法人税の累進化に伴い、最高税率を35%に引き上げ

6月16日に改正所得税法（法令27630）が公布された。この改正により法人税が累進化され、大企業の法人税率は最大25%から35%へ引き上げられることとなった。

一方配当金への税率については2021年度の税率は13%が適用される予定であったが、7%へ引き下げられることとなった。

今回の改正により、法人税は事業者の課税所得金額に応じ下記の3段階の税率が設定された。

1. 500万ペソ以下・・・25%
2. 500万超～5,000万ペソ以下・・・30%
3. 5,000万ペソ超・・・35%

課税所得額は、国家統計センサス局（INDEC）が公表する前年10月のインフレ率（年率）を元に毎年1月1日に改定されることとなる。



## 2. 海外税務情報

### アジア



#### フィリピン

CREATE法(Corporate Recovery & Tax Incentives for Enterprises Act)優遇措置に関する実施細則、5月に固まる見通し  
フィリピン財務省は4月18日、法人向け諸税の見直しを含む税制改革の第2弾「CREATE法」に関して、税制優遇措置の具体的な内容を規定する実施細則を、5月中に固める意向を発表した。

併せてフィリピン財務省は、CREATE法の下で税制優遇措置の対象となる業種・事業に関する「戦略的投資優先計画（Strategic Investment Priority Plan：SIPP）」の策定も進めている。同省の発表によると、SIPPが策定されるまでの移行期間は、2020年度版の「投資優先計画（Investments Priorities Plan：IPP）」に記載された業種・事業が優遇措置適用の対象となる見込み。

CREATE法では、同法発効前の時点で、投資誘致機関の登録を受け、既に優遇措置を受けている企業に対して、経過措置を以下のとおり定めている。

CREATE法の発効前に法人所得税免税（ITH）のみを享受している場合、登録時の条件に基づき、ITHの残存期間について同優遇措置を享受できる。

CREATE法の発効前に法人所得税免税（ITH）を享受しており、かつ当該優遇措置においてITH適用期間終了後に、総所得に対して5%の特別優遇所得税率を享受できる場合、10年間は5%の特別優遇所得税率を享受できる。

CREATE法の発効前に総所得に対して5%の特別優遇所得税率を享受している場合、10年間は5%の特別優遇所得税率を享受できる。

同法の発効内容を確認するにあたり、2つの文書をあわせて確認する必要がある。一方で、具体的な優遇措置の運用などに関しては、これらの文書だけでは解釈が確定できない部分もあるため、同実施細則を確認する必要がある。

注：同実施細則は、CREATE法の発効から90日以内に公布されるよう定められている。



#### 韓国

半導体製造産業を後押しする減税政策

韓国の4,500億USD規模の半導体製造産業を後押しするために、研究開発のための税制優遇措置を含める方針である。

貿易産業エネルギー省は、2021年から2024年にかけて、「中核的な戦略技術を達成し、大量生産できる工場の拡張を促進するために、研究開発および設備投資に対する税額控除を大幅に強化する」と述べた。

- 中小企業を対象とした研究開発費の最大50%の研究開発税控除
- 大企業を対象とした研究開発費の最大40%の税額控除、大手半導体企業の負担を軽減
- 法人を対象とした設備投資額の最大20%の税額控除

## 2. 海外税務情報

### アジア



#### タイ

##### 外国電子サービス事業者に対する電子サービス税の導入

2月11日、歳入法改正法 No53/2564が発効され、外国の電子サービス事業者やプラットフォーム運営者が2021年9月1日以降に稼得した収入のうち、年間180万バーツ（約630万円）を超える部分について付加価値税（VAT）の対象となる。「電子サービス」はインターネットを介して配信されるサービスで、実質的に自動化されITを使用して実行されるものをいい、また、「電子プラットフォーム」はサービス提供者が利用者に対して電子サービスを提供するにあたって使用するチャネルやプロセスをいう。GAFAに代表されるサービス（GoogleやYouTubeなど）がこれにあたる。VAT登録や申告などの具体的な手続きの内容は、省令で規定される。



#### インドネシア

##### 高所得者の増税を計画

政府は、年俸が50億IDR（348,311USD）を超える個人の所得税率を35%（現行30%）に引き上げる方針であることを、財務大臣が議会で発言した。

- 個人納税者の所得税率と税率段階も調整される。

注：インドネシアでは現在、個人納税者に対して5%から30%のあいだで4段階の所得税率となっている。

##### 付加価値税の税率構造刷新の検討

- 政府はまた、特定の嗜好品やサービスに高い付加価値税率を課すことを計画しており、購買力に敏感であると考えられる商品やサービスの税率を引き下げる予定である。



#### ベトナム

##### 裾野産業に対する優遇措置

政府は6月4日、裾野産業の法人税優遇制度を補足する政令57号を交付し、同日施行された。

この政令により、対象となる裾野産業製品の生産事業のうち、2015年より前に開始された案件も優遇措置の対象に含まれることとなった。優遇措置の内容は、通常20%の法人税率が、売上高を計上した年度から15年間は10%に減額され、かつ、課税所得を計上した年度から4年間は免税、その後の9年間は50%が減税とされる。

対象となる事業は、繊維、皮革、電子、自動車製造組み立てやハイテク産業向け裾野産業製品などの製造案件であり、詳細は政令111号および通達55号に規定されている。



#### インド

##### 平衡税（Equalization Levy）の課税範囲の明確化

4月1日から施行された2021年財政法により、デジタル課税である平衡税の課税範囲の明確化が図られた。同法の施行により、非居住者や外国法人が、非インド居住法人が運営するオンラインサイトに出品し、インド市場向けに行うデジタルビジネスが課税対象となり、同サイト上における電子商取引の供給やサービス対価に対して2%の平衡税が課されることになる。具体的な課税範囲は、電子商取引における物品対価やサービス対価のすべてであり、従来の平衡税の課税範囲に比して、その範囲が拡大したとされる。一方で、インドに拠点を持ち法人税を納める企業については、平衡税が免除されるとの修正も加えられている。

## 2. 海外税務情報

### オセアニア



#### オーストラリア

##### ビクトリア州、メンタルヘルス税導入

メルボルンを州都とするビクトリア（VIC）州政府は5月20日、2021/2022年度の予算案の中で、メンタルヘルス対策強化のため、企業に対して新たに「メンタルヘルス・ウェルビーイング税」を課す方針を発表した。対象は、オーストラリア国内の給与支払総額が年間1,000万AUD（約8億4,500万円、1AUD＝約84.5円）を超える企業で、2022年1月1日以降、1,000万AUD超の給与支払額について1AUD当たり0.5%、1億AUDを超える場合は1.0%が課される。VIC州政府によると、メンタルヘルスの問題による経済的なコストは年間142億AUDに上り、うち19億AUDは雇用主の負担になっているという。今回の課税によって、VIC州政府は2024/2025年度までに約9億AUDを確保できるとしている。

一方で、中小企業支援の一環として、2021年7月1日以降、給与支払い税の納税対象となる給与支払総額の閾値を現在の65万AUDから70万AUDに引き上げる。また、地方の雇用主に対しては給与支払い税の軽減税率（標準税率4.85%）を現在の2.02%から1.2125%まで引き下げる。

## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### イギリス

##### 2021年財政法の発行

英国官報6月15日付で、法律第26/2021号（2021年財政法）が発行された。この法律には、以下の措置が含まれている。

1. デジタルプラットフォームに関するOECDの報告規則の実施
2. 年間利益が25万英ポンド（352,013米ドル）を超える企業の法人税率を25%に引き上げ、2023年から適用
3. 接客・宿泊サービスに対する付加価値税の軽減税率5%を2021年9月30日まで延長し、その後は12.5%の税率を2022年3月31日まで適用
4. 中小企業の研究開発税額控除を年間20,000ポンド（28,161米ドル）に制限

5. 不動産譲渡にかかる一時的な印紙税の軽減措置を2021年9月まで延長
6. 2021年4月1日から2023年3月31日まで企業に超控除（Super-deduction：適格機械・設備について初年度130%の損金算入）を導入
7. 損失の繰り戻しルールを延長
8. 2026年4月まで現行の相続税の基準額とキャピタルゲインの税率を維持



#### オランダ

##### 欠損金控除制度の改正

オランダの官報（6月4日付）に、法人の欠損金控除制度を改正する政令が掲載された。この政令には以下の措置が含まれている。現行法において欠損金の繰越および繰戻はそれぞれ6年間および1年間認められており、金額制限は設けられていない。

1. 損失の繰越・繰戻を年間100万ユーロ（110万米ドル）までに制限する。
2. 100万ユーロを超える過年度の損失は、控除年度の課税所得が100万ユーロ超の場合、100万ユーロ超過額の50%まで相殺できるようにする。
3. 損失の繰越期間を無期限にする

これらの措置は、2021年のタックスプランの一環として発表された。この政令は2022年1月1日に施行され、2022年1月1日以降に発生するすべての税務上の損失に適用される。

## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### ポーランド

移転価格文書化規則の明確化  
7月1日付のポーランド官報に、法人所得税の移転価格文書化規則に関する条項を明確にする通達が掲載された。この条項には、以下を明確にする措置が含まれている。

1. 移転価格を決定するための比較可能性分析
2. ローカルファイルの報告と文書化の要件
3. 特定のグループ内取引に関する詳細な情報を提供するための規則
4. 関連者間取引の文書化要件
5. 支配下の取引の開示および期間、関連者、財務情報を特定するための手続き

この規則は2019年1月1日に発効し、一般的に適用された。



#### ベルギー

各種税制、マネーロンダリング防止、テロ資金対策に関する規則の改正法を公布

6月30日付のベルギー官報には、税法、マネーロンダリング防止法、テロ資金対策法を改正する法律第

2021021157号が掲載された。この法律には以下の措置が含まれている。

1. コロナウィルスのパンデミックに関する法律の改正
2. マネーロンダリング防止およびテロ資金対策に関する規則の改正
3. 法人税および個人税の改革
4. 予算措置に応じた法律の導入および再編
5. 源泉徴収税の規定の改正
6. VATの記録管理に関する規則の制定
7. 税務申告遅延に対する新たな罰則の導入



#### ドイツ

更新された移転価格管理ガイドラインを発行

ドイツ財務省は、移転価格管理ガイドラインの更新を発行するレターNo.2020/1174240をオンラインで公開した。

そのガイドラインの内容は以下の通りである。

1. 納税者の情報提供と税務監査への協力義務
2. 文書化の要件
3. 税務当局が支配下取引の課税基準を推定する権利を有すること

このガイドラインは法的拘束力はないが、税務当局が適用することができるものの解釈となる。



#### フランス

予算改正で欠損金の繰戻のルールを一時的に延長

フランスの国民議会は、一時的な景気刺激策として、企業の欠損金の繰戻を金額制限なしに前3年間認める2021年予算改正案を採択した。

現行の税法では、欠損金の繰戻は100万ユーロに制限されており、前会計年度に限られている。

このルールの適用は、2020年6月30日から2021年6月30日までの間に終了した最初の赤字決算期に限られる。

## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### スペイン

##### デジタル課税について

スペイン政府は7月1日よりデジタル課税の徴収を開始するため、6月10日・12日に本税制のガイドラインを承認・公表した。

スペイン政府はG7で行われた合意を重要なステップと考えているが、G20やOECDにおける進展がどのように行われるか注視しており、国際的な枠組みが確定した場合には、スペイン国内法をそれに沿うようにしていくことが見込まれている。

2021年1月に導入されたスペインのデジタルサービス税では、巨大テクノロジー企業に対して対象事業収入の3%を四半期ごとに課税される。対象となる企業は全世界での売上が7億5,000万ユーロ以上、スペイン国内での売上が300万ユーロ以上の企業であり、政府は当該税制により年9億6,800万ユーロの収入を見込んでいる。



#### イタリア

##### コロナウイルスによる緊急減税措置を追加設定する政令案を承認

イタリア閣僚理事会は、コロナウイルスの流行に伴い、企業、若者、地域サービスに対する追加的な緊急減税措置を定める政令案を承認した。

この政令案には、以下のような措置が含まれている。

1. 特定のVAT登録納税者に対する返済義務のない助成金の新設
2. ホテル・観光業、旅行代理店、ツアーオペレーターなどの企業に対し、1月から5月までの非居住用賃貸物件に支払った料金に対する税額控除を、7月まで延長する。
3. パンデミックの影響を受けた企業に対し、廃棄物収集税の免除を行う。
4. プラスチック税の発効を2022年1月まで延期する。

5. ワクチンを含む革新的な医薬品の研究開発を行う企業に対し、2021年6月1日から2030年12月31日までに発生した費用の20%を税額控除する。

また、VATの電子商取引に関するEU指令を導入するための追加措置も承認された。



## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### ルーマニア

##### EUのVAT規則を電子商取引に導入する条項の公布

6月28日付のルーマニア官報には、電子商取引に関するEUのVAT規則を移入する条例No.59が掲載されている。この条例には以下の措置が含まれている。

1. EU加盟国および非EU加盟国における商品の域内遠隔販売を明確にする
2. 150ユーロ（US\$177）以下の輸入品の遠隔販売に関する特別制度を実施する
3. 年間10,000ユーロ（US\$11,817）の閾値を適用し、それ以下のサービスは供給者の国で課税される
4. EU域内で設立されていない納税者が提供するサービスに対する特別制度の設定

5. 登録手続きと特別制度の対象外となる供給品の規定
6. 電子的に供給される商品のVAT計算手続きと記録義務の設定  
この条項は7月1日から施行されている。



#### カザフスタン

##### 外国法人のVAT課税に関するガイダンスを発表

カザフ国家歳入委員会は、4月22日、電子製品やサービスを提供する外国企業のVAT課税に関するガイダンスを発表した。対象となるトピックは以下の通り。

1. カザフスタンにおけるVATの計算と支払いの条件
2. 外国企業のVAT登録手続き
3. VAT課税対象収入に対する12%の税率
4. 支払い期限

## 2. 海外税務情報

### 中東アフリカ



南アフリカ共和国

医療費控除に関するガイドの更新  
南アフリカ共和国財務省は6月、医療費制度の料金と追加医療費の税額控除に関するガイドを更新した。主な内容は以下の通り。

1. 適格納税者
2. 適格医療制度への寄付
3. 適格医療費
4. 税額控除の申請手続き

このガイドでは、2020年予算案の中で医療費控除の税率が変更される可能性があることを明らかにされている。



ナイジェリア

特別経済区域における課税  
ナイジェリア歳入庁は4月、特別経済区域内における企業への所得税申告と納税の義務化を発表した。特別経済区域は次の3区域である。

1. フリートレード区域
2. 輸出区域
3. 石油・ガスフリー区域

これらの期限を遵守できなかった企業には、罰則が課されることとなる。





© 2021 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

"Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Taiyo Tax Corporation is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.